

画業し出收労働是迄ノ援助ノ受テ要札書ヲ提出スルニ由ル
ヲナシ

要札書

分一、一案、一般工場設備ノ改善ニ付、
 分二、一、驚愕ナル製收部職者ヲ慰ムル事、
 分三、一、佐野ノ指定。必ズ本拂ヲ行ハシメテ指定者拂ハシメ、(三十日)
 分四、一、左部ノ佐野七刺直上ノ事、
 分五、一、佐野ノ半月勘定トスル事、
 分六、一、佐野ノ切切ノ一掃トスル事、
 分七、一、一月ノ二日ノ一掃ヲ行ハシメ、
 分八、一、誠意ヲ奏下スル事、
 工場之ニ由テ左部ノ札提出スルカ十二月十者迄ニ案出シテ解決
 ス

分一、 兼任
 分二、 台 (佐野之ニ付テ運出)
 分三、 台
 分四、 佐野ノ自來水ノ一割、以下一割五下直上、
 分五、 兼任
 分六、 台
 分七、 台 (一月ノ運出早運三回以内)
 分八、 台

④ 松島製材工場

伊豆地 和歌山好中兼妻部新栄所
 使用名 男三〇名
 長加名 一五名